

岡山県立図書館が実施する市町村立図書館への支援（主なもの）

1 市町村立図書館の求めに応じて、資料を貸し出す。

<協力貸出>

県立図書館の資料を、県内の市町村立図書館を通じて利用者に貸し出す。(R3 31,937 冊)

<長期一括貸出>

小規模な図書館及び新設して間もない図書館に対し、1回1,500冊まで、最長1年間貸し出す。
(R3 18館 27,047冊)

2 市町村立図書館では調査できなかった、利用者からの質問・要求について調査し、回答する。

<協力レファレンス>

県立図書館の各種資料、データベース、インターネットなどを活用したり、国立国会図書館や専門機関等にも照会するなどして調査し、市町村立図書館を通じて回答する。

3 市町村立図書館間の相互協力のための援助を行う。

<岡山県図書館横断検索システム>

県内の市町村立図書館が所蔵している図書資料を、インターネットで一括して検索できるシステムを運用する。

<岡山県図書館相互貸借システム・資料搬送システム>

市町村立図書館同士の相互貸借により、利用者が求める図書資料を最寄りの図書館で受け取ることができるシステムを運用する。(週2回搬送)

4 市町村立図書館職員の資質能力の向上を図る。

<研修の実施>

市町村立図書館職員等に向けた研修を実施する。

(R4) 館長研修、新任職員研修、基本研修、専門研修など、対象者別に8回実施予定

ZoomやYouTubeを効果的に活用し、参加促進を図る。

<講師の派遣>

市町村立図書館からの求めに応じ、各地で開催される研修会等に、県立図書館職員を講師として派遣する。

5 市町村立図書館の求めに応じて、資料を保存し、提供する。

<県域の資料保存センター機能>

市町村立図書館から移管資料を受け入れ、県域における永続的活用を図り、知的財産としての図書館資料を後世に継承する。

(R3 市町村立図書館からの移管 1,459冊)

(図書収蔵能力 230万冊 R3末蔵書 156万冊)

6 各市町村立図書館の運営に関して助言を行う。

<巡回協力事業（市町村訪問）>

毎年度、全市町村立図書館を訪問し、各館の現状と課題を把握しながら、運営の改善に向けた助言や情報提供などを行う。

【参考】

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年 文部科学省告示）

第一 総則

三 運営の基本

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

第二 公立図書館

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。